

平成 23 年度

香川大学医学部附属病院歯科医師臨床研修プログラム

香川大学医学部附属病院

## I. 臨床研修プログラムの名称及び概要

1. プログラムの名称：香川大学医学部附属病院歯科医師臨床研修プログラム

2. プログラムの概要

本大学病院の歯科医師研修プログラムは単独型であり、募集定員は4名である。

本院の歯科医師臨床研修の目標は、歯科医師としての人格の涵養に努めるとともに、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身につけ、頻度の高い疾患や病態およびプライマリ・ケアに対応できる歯科医師を育成するための初期研修を行い、生涯研修の第一歩とすることである。

歯科臨床研修医は当院卒後臨床研修センターに所属し、厚生労働省が提唱している一般目標、行動目標をもとに研修を行う。

3. 研修プログラムの特色

当院は香川県の中核医療機関として機能しており、歯科口腔外科は日本口腔外科学会、日本顎関節学会、日本口腔インプラント学会の研修機関に指定されている。埋伏歯の抜歯から顎骨骨折、口腔悪性腫瘍など口腔外科的疾患は勿論のこと、歯科保存・治療学、歯科補綴学、小児歯科学、予防歯科学に至るまで、歯学全般にわたる幅広い知識と技術の獲得が可能である。医学部における歯科口腔外科の特徴として、歯科だけでなく医科からの紹介も多く、11台のチェアユニット、約10床の入院設備で、咀嚼機能の回復を第一に考えた患者さんに優しい痛みの少ない治療を心掛けている。外来では抜歯、歯の外傷、歯性炎症、顎関節疾患などの治療が多く、特にアレルギーや全身疾患のある有病者・高齢者に対し、必要に応じて自動血圧計・心電計を取り付け、抜歯など小外科手術を安全に行うよう心掛け、口腔インプラント治療、形成外科とのチームアプローチによる口腔進展癌の治療、矯正専門医との連携による外科的矯正治療など高度な医療にも積極的に取り組んでいる。本プログラムでは、総合的基本研修、外来診療（一般歯科・口腔外科）、病棟診療をローテーションで研修することによりこれらの疾患を通じて全人的医療の実践を学び習得する。

## II. 研修管理委員会

香川大学医学部附属病院に以下のとおり、研修管理委員会を組織し、香川大学医学部附属病院歯科医師臨床研修実施の統括管理を行う。

名 称：香川大学医学部附属病院歯科医師臨床研修管理委員会

構成員：香川大学医学部附属病院長（研修管理委員会委員長）

香川大学医学部附属病院卒後臨床研修センター長

香川大学医学部附属病院卒後臨床研修センター副センター長

香川大学医学部附属病院歯・顎・口腔外科長（研修プログラム責任者）

香川大学医学部事務部長（事務部門の責任者）

高松市国民健康保険塩江病院歯科医師（研修実施責任者）

医療法人社団審美会もり歯科矯正歯科医院（研修実施責任者）

香川県立中央病院（研修実施責任者）

香川県歯科医師会（本大学病院及び当該研修協力施設以外に所属する医師）

## III. 研修歯科医募集定員及び募集方法

1. 募集定員：4名（1班2名構成で2班）

2. 募集方法：別添のとおり

#### IV. 研修期間

1年間：ベーシックコースとして香川大学医学部附属病院歯・顎・口腔外科において単独型臨床研修を行う。

#### V. 臨床研修施設の概要

##### 単独型臨床研修施設

施設名	香川大学医学部附属病院
所在地	香川県木田郡三木町池戸1750-1
臨床研修施設長 (研修管理委員会委員長)	香川大学医学部附属病院長 石田 俊彦
研修プログラム責任者	香川大学医学部附属病院 歯・顎・口腔外科長 松井 義郎
事務部門の責任者	香川大学医学部事務部長 前川 正

##### 研修協力施設

1. 施設名	高松市国民健康保険 塩江病院
所在地	香川県高松市塩江町安原上東99番地1
研修実施責任者	歯科医師 谷崎 明弘
事務部門の責任者	事務長 大山 利尋
2. 施設名	医療法人社団審美会 もり歯科矯正歯科医院
所在地	香川県木田郡三木町大字池戸3267番地4
研修実施責任者	理事長・院長 森 仁志
事務部門の責任者	理事長・院長 森 仁志
3. 施設名	香川県立中央病院
所在地	香川県高松市番町5-4-16
研修実施責任者	部長 古木 良彦
事務部門の責任者	事務局長 村上 直実

#### VI. 到達目標

研修方法は、個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、「基本習熟コース」を自らが実践することで、基本的な歯科医療に必要な臨床能力を身に付ける。地域歯科医療、社会保険診療の取り扱い、コ・デンタルスタッフとの連携などについても学習する。

また、生涯にわたる研修を行うために、「基本習得コース」を頻度高く臨床経験することで、より広範囲の歯科医療、口腔外科治療について知識、態度、技能を習得するとともに、高頻度の疾患を中心に全身管理に必要な医学的知識の習得に努める。

##### 1. 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」

###### 【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身につける。

###### (1) 医療面接

###### 【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度、

技能を身に付け、実践する。

**【行動目標】**

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身における QOL (Quality Of Life) に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

**【一般目標】**

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合診療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

**【行動目標】**

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法および別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

**【一般目標】**

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

**【行動目標】**

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

**【一般目標】**

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

**【行動目標】**

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損および不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

**【一般目標】**

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

### 【行動目標】

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

## (6) 医療管理・地域医療

### 【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

### 【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。
- ③ 地域医療に参画する。

## 2. 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

### 【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

## (1) 救急処置

### 【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

### 【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

## (2) 医療安全・感染予防

### 【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

### 【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautionsを含む。）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

## (3) 経過評価管理

### 【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

### 【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

### (4) 予防・治療技術

#### 【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

#### 【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- ④ EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。

### (5) 医療管理

#### 【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

#### 【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じて医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

### (6) 地域医療

#### 【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療について知識、態度及び技能を習得する。

#### 【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。
- ④ 医療連携を説明する。

## VII. 研修期間割り (別紙参照)

4月～3月 香川大学医学部附属病院

備考 8月以降、研修医の希望により、研修協力施設(高松市国民健康保険塩江病院、医療法人社団審美会もり歯科矯正歯科医院及び香川県立中央病院)から1～3施設を選択し、1ヶ月間の研修を実施する。(複数施設を選択する場合、各施設の研修期間は研修医の希望に基づき調整する。)

## VIII. 指導体制

香川大学医学部附属病院歯科医師臨床研修を提供するにあたり以下の指導体制をとっている。

### 1. プログラム責任者

本研修プログラムでは、香川大学医学部附属病院歯・顎・口腔外科長をプログラム責任者とし、研修プログラムの最高責任者としている。その役割は、研修プログラムの管理及び全研修期間を通じての研修歯科医管理等である。

### 2. 指導医

指導医は、現場（病棟及び外来）の指導責任者である。その役割は、診断、治療の考え方や手技の指導等である。

## IX. 研修の評価

卒後臨床研修センターおよび指導歯科医はプログラムの管理・運営を行い、定期的に研修の進捗状況を確認する。

研修評価は、以下のとおりオンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT）により行う。

1. 研修医の自己到達度評価：研修医はオンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT）により自己到達度評価を各ローテーション終了時に行う。
2. 指導医による研修医評価：指導医はオンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT）により研修医の評価を行う。
3. 指導医に対する評価：研修医は各ローテーション終了時にオンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT）により指導医の評価を行う。
4. 研修環境（施設等）評価：研修医は研修を終了した時点で、研修環境評価を行う。
5. プログラム評価：研修医は臨床研修終了後、該当プログラム全体の評価を行う。

## X. 修了の認定

研修歯科医の臨床研修に関する修了認定については、研修歯科医の研修期間終了に際し、研修管理委員会が上記オンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT）により作成された評価を総合的に判断し、認定評価を行い、臨床研修施設の長である香川大学医学部附属病院長に対し、その評価結果を報告する。

その評価結果の報告を受けて、香川大学医学部附属病院長は修了したと認定された研修歯科医に対し、研修修了書を交付する。

## XI. 研修医の処遇について

1. 研修医の身分：日々雇い入れられる非常勤職員
2. 研修医の手当
  - ① 手 当：日給12,000円、臨床研修手当日額2,000円（月額約280,000円）
  - ② 賞 与：無
  - ③ 時間外手当：有
  - ④ 休日手当：有
3. 勤務時間
  - ① 基本的な勤務時間：8時30分～17時15分
  - ② 時間外勤務の有無：有
4. 休 暇
  - ① 有給休暇：1年次10日
  - ② 夏季休暇の有無：有（当該年度の6月から10月の期間における休日及び代休日を除いた、原則として連続する3日の範囲内）
  - ③ 年末年始休暇の有無：有
  - ④ その他の休暇：無給休暇（産前産後休暇、病気休暇等）
5. 研修期間中の兼業（アルバイト）は禁止とする。
6. 当 直：無

## 7. 宿 舎

研修医は、香川大学が所有している宿舎に入居することが可能である。  
ただし、希望者が多数の場合、抽選となる場合がある。

## 8. 社会保険及び労働保険

- ① 公的医療保険 : 健康保険
- ② 公的年金保険 : 厚生年金保険
- ③ 労働者災害補償保険の有無 : 有
- ④ 雇用保険の有無 : 有

## 9. 健康管理

- ① 健康診断 : 年1回実施。

- ② そ の 他 : 特殊健康診断 (該当職種者の場合)、特別定期健康診断 (該当職種者の場合)、臨時健康診断 (必要がある場合)

## 10. 医師賠償責任保険の取り扱い

医師賠償責任保険の加入は、任意の個人加入とする。

## 11. 外部の研修活動

- ① 学会・研究会等への参加の可否 : 可
- ② 学会・研究会等への参加費用支給の有無 : 無